

概要版

第2期

おおむら支え合いプラン

・大村市地域福祉計画 ・大村市地域福祉活動計画



向こう三軒両どなり
みんなつながり支え合い
いきいき安心おおむらづくり

令和3年3月
大 村 市
大村市社会福祉協議会

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉について

地域福祉とは、全ての人が住み慣れた地域で支え合い、地域全体で生活課題を発見し、解決していくことで、一人ひとりが地域の一員として生活を送ることができる地域社会をつくることです。

しかし、少子高齢化の進行により社会構造が変化する中で、地域での人ととのつながりが薄れ、支え合いの意識が低下しつつあります。

そこで国は、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「**地域共生社会の実現**」を掲げました。大村市においても、地域共生社会の実現を目指し、人と人がつながり、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

2 計画の位置づけ

大村市地域福祉計画は、地域共生社会の実現を目指すために改正された社会福祉法に基づき策定し、社会福祉協議会が策定する地域福祉を実践するためのアクションプランである「地域福祉活動計画」と一体的に策定しています。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進計画」を地域福祉計画に盛り込んで策定しています。

3 地域福祉計画と地域福祉活動計画

地域福祉活動計画とは、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が策定する「行動・活動」計画です。住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画には、行政計画と民間活動計画という違いがありますが、公民協働による地域福祉の推進が共通の目的となっているため、第1期計画と同様に市と社会福祉協議会の協働により二つの計画を一体的に策定しています。

地域共生社会

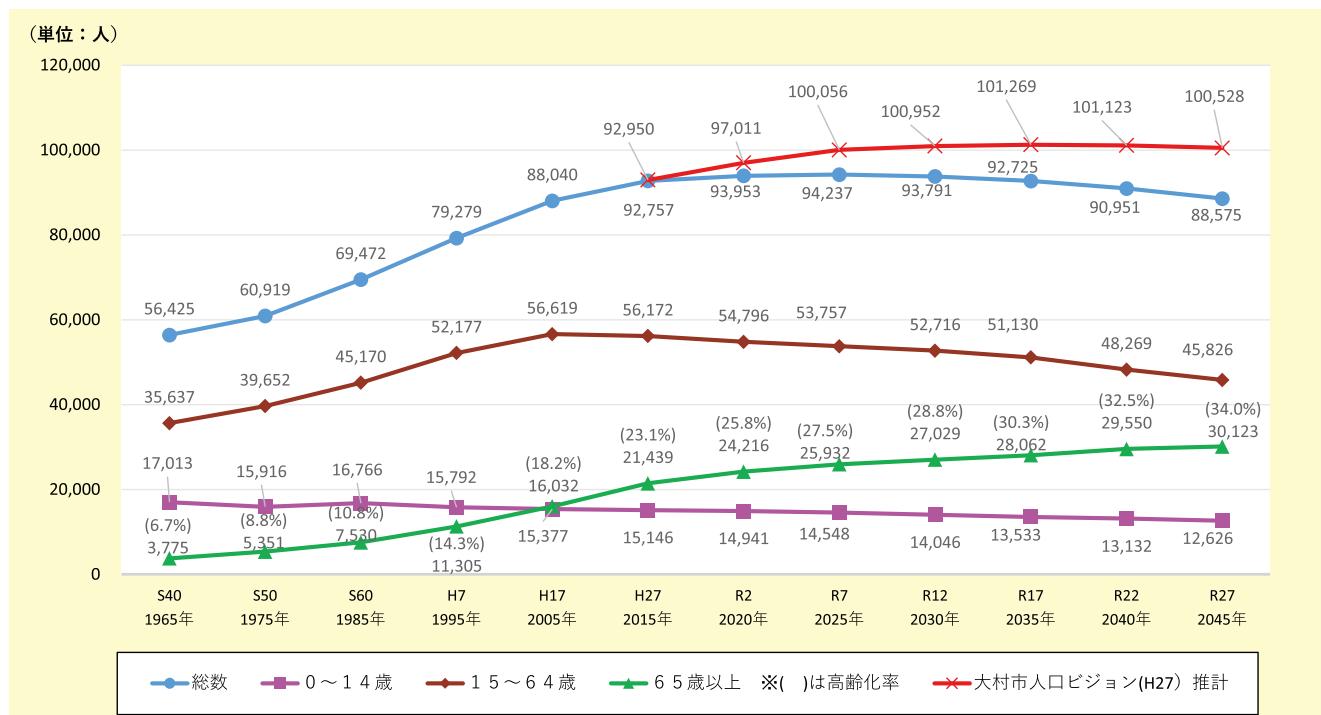
子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会【ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）】

地域共生社会を実現するためには、「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや、ニーズに「丸ごと」対応できる相談支援体制づくりが必要になります。

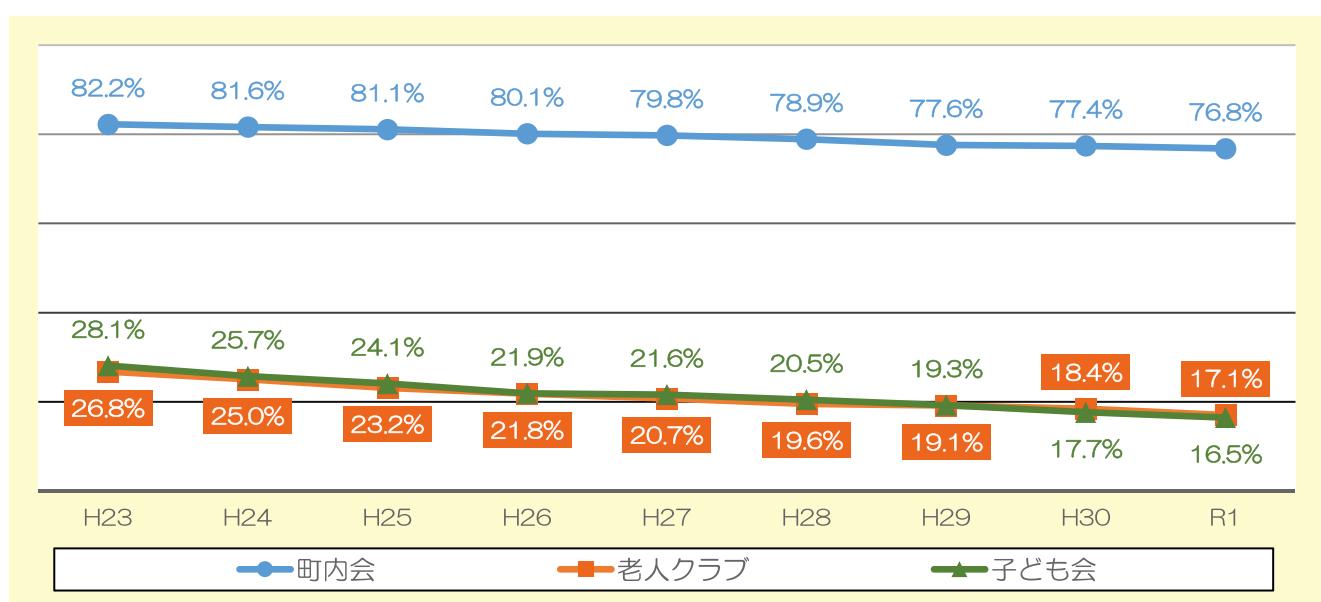
第2章 大村市の現状と課題

1 統計データで見る現状

人口増加を続けている大村市ですが、少子高齢化も進行しています。また、町内会等の加入率低下などによって住民同士のつながりが希薄化し、世帯が地域から孤立することが懸念されます。



人口の推移、推計



地域活動組織の加入率推移

2 アンケート調査の実施

第2期計画策定にあたり、市民アンケート（無作為抽出した15歳以上の市民3,000名を対象）と福祉関係団体アンケート（福祉関係団体、ボランティア団体、NPO法人等の170団体を対象）を実施し、その結果から次のとおり課題を整理しました。

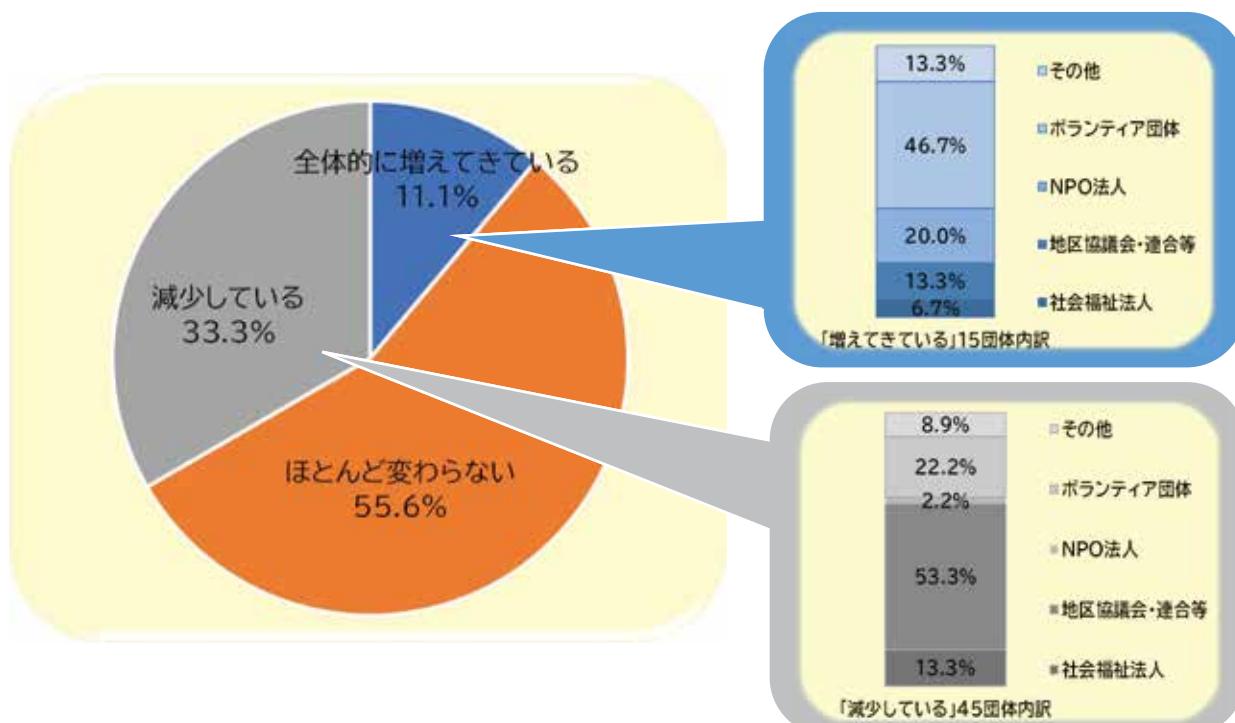
■隣近所との付き合いの程度（市民アンケート）

付き合いの程度が希薄化し、適度な距離を置く傾向にあります。住民同士のつながりが希薄化すると、地域の中で困っている人の孤立や、災害時などに地域で助け合う関係が無くなってしまうため、支え合いの意識の向上を図る必要があります。



■活動人数の傾向（団体アンケート）

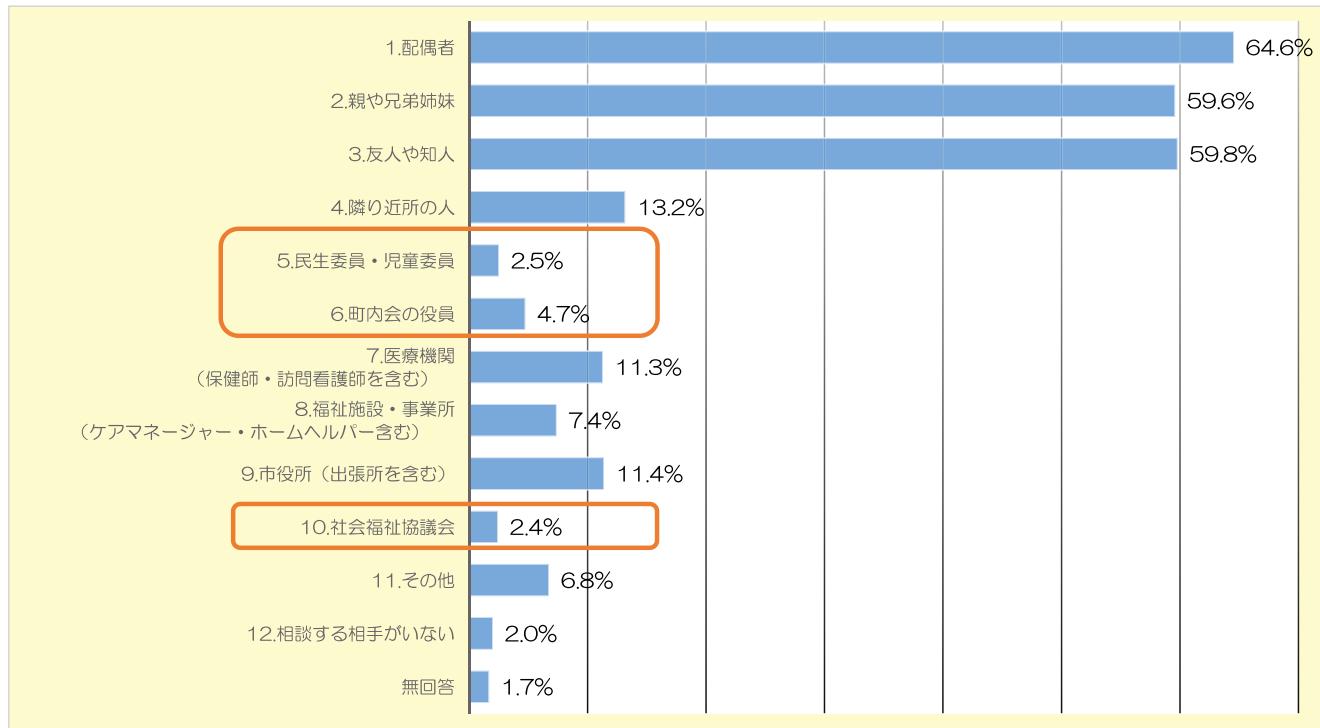
高齢化などを背景に、活動人数が減少している団体は3割を超えています。地域における活動団体の存在は必要不可欠であるため、担い手の確保が必要です。



■困ったときの相談相手（市民アンケート）

8050問題やダブルケア問題など複雑化する課題の相談相手として、市役所などの相談窓口以外にも社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの身近な相談窓口があります。

社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの周知と相談支援体制の充実を図り、様々な課題を抱えた家庭への対応が必要です。



【8050問題】

「80代」の親が「50代」の引きこもりの子どもを経済的に支える必要がある状態。
子どもは仕事がなく収入もないため、親の年金が一家の主たる収入源になります。

【ダブルケア問題】

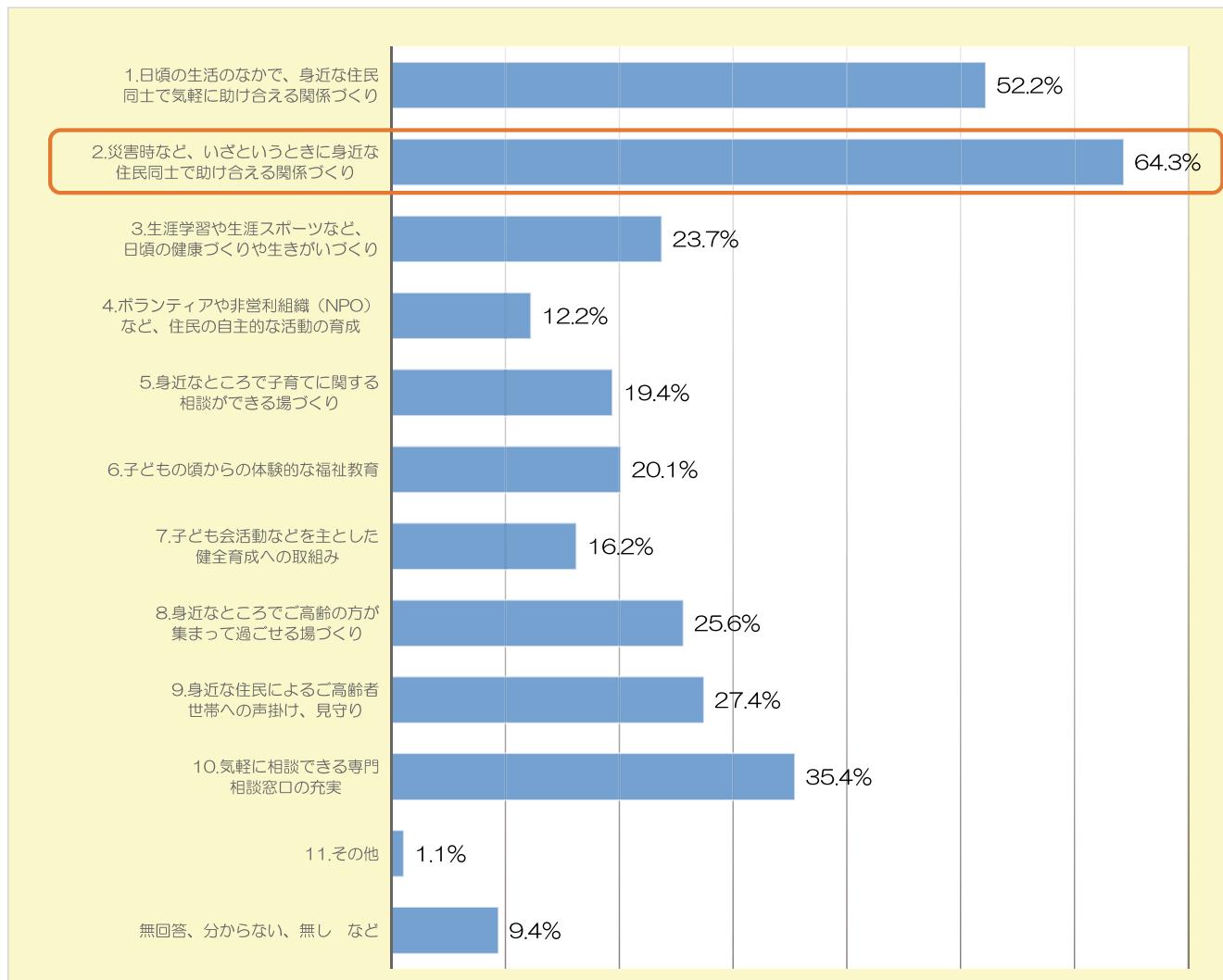
「子育て」と親や親族の「介護」が同時期に発生する状態です。



■ これからの地域生活で大切なこと（市民アンケート）

昨今の自然災害の多発により防災に対する意識が高まっています。

災害発生時は、自分の身は自分で守る「自助」が前提であるとともに、避難支援は「共助・互助」によって行われます。市や社協、自主防災組織等の地域の団体の連携により、「共助・互助」が作用する仕組みづくりが必要です。



【自助】

個人や家族など自分達たちで問題を解決する。



【共助・互助】

町内会や各団体などと支え合い、問題を解決する。

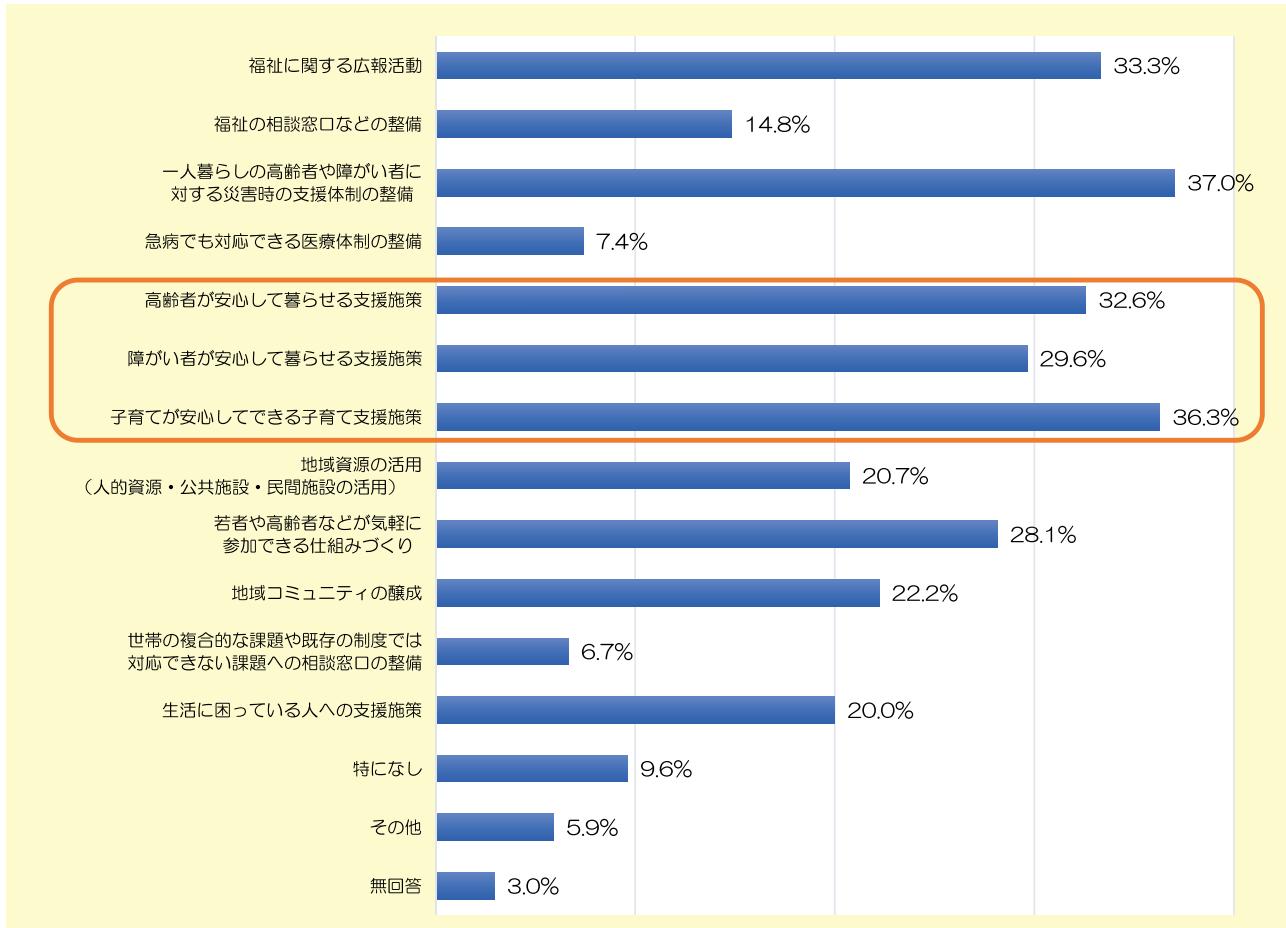
【公助】

自助、共助・互助で対応できることに対し、行政が支援し解決する。

■地域で力を入れて取り組むべきこと（団体アンケート）

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もがいつまでも住み慣れた地域で暮らしていくためには、健康づくりや社会参加、見守り体制の充実などが必要です。

各分野の取組を推進し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを行う必要があります。



身の回りの環境の満足度（市民アンケート） *「満足」と「まあ満足」の割合の合計

【ご高齢の方がいきいき暮らせる環境】

H21(2009)年

34.4%



R1(2019)年

29.9%

【障がいがあっても安心して暮らせる環境】

H21(2009)年

28.9%



R1(2019)年

26.2%

【子どもが元気に成長できる環境】

H21(2009)年

62.7%



R1(2019)年

47.9%



第3章 第2期計画の基本的な考え方

1 基本理念

向こう三軒両どなり みんなつながり支え合い いきいき安心 おおむらづくり

誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすには、行政サービスや福祉サービスだけではなく、「向こう三軒両どなり」を中心とした身近な人への“あいさつ”や“ふれあい”をとおして、日ごろから気軽に声を掛け合える関係づくりが必要です。

おおむら支え合いプランでは、「向こう三軒両どなり」を地域福祉のキーワードとして、市民一人ひとりがつながる意識を持ち、市民、行政、社協、福祉団体等の協働により地域福祉を推進し、地域共生社会の実現を目指します。

2 基本目標と基本施策

第2期おおむら支え合いプランでは、基本理念に基づき地域福祉を推進するため、3つの基本目標とそれを達成するための12の基本施策を定めます。

基本目標Ⅰ

ふれあいを大切にする
地域づくり

基本施策1 地域福祉の意識を広げる環境づくり

基本施策2 声を掛け・見守る地域づくりの推進

基本施策3 地域福祉の担い手の確保・育成

基本施策4 地域活動の充実

基本目標Ⅱ

誰もが安心して暮らせる
地域づくり

基本施策5 地域の防災体制づくりの推進

基本施策6 地域の防犯・安全体制づくりの推進

基本施策7 地域における健康づくりの推進

基本施策8 いきいきとした地域づくりの推進

基本目標Ⅲ

丸ごと受け止め解決に
つなげる体制づくり

基本施策9 相談支援体制の充実

基本施策10 福祉サービスの適正な利用の確保

基本施策11 生活困窮者自立支援対策の推進

基本施策12 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進計画）

3 計画の期間

第2期おおむら支え合いプランの計画期間は令和3年度から令和12年度の10年間とし、社会情勢等の変化へ対応するため、5年を目途に計画の見直しを行います。



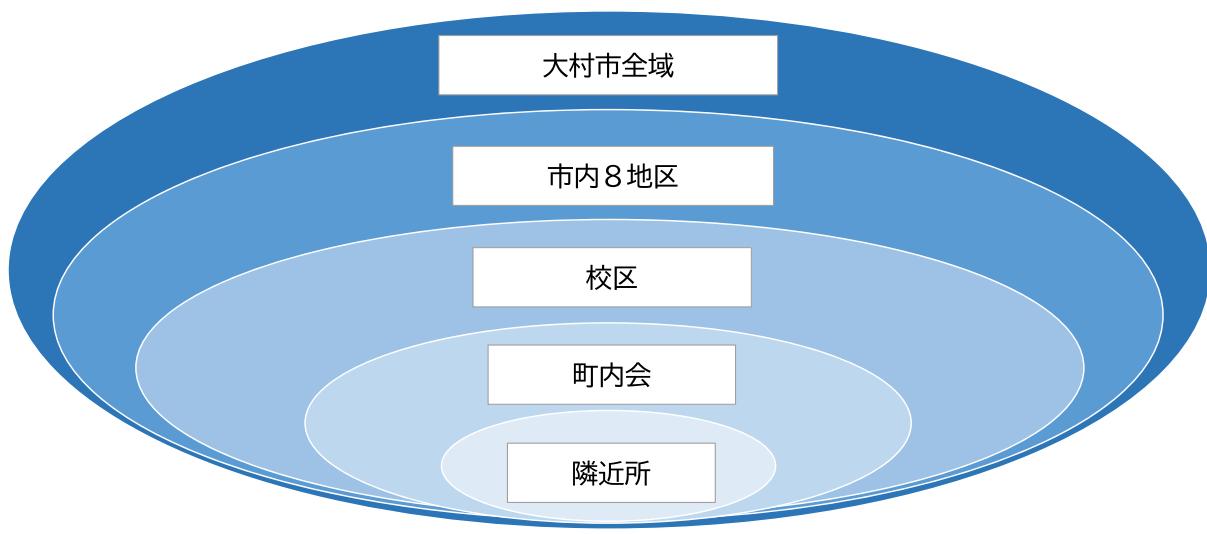
第2期おおむら支え合いプランと関連計画の計画期間

4 地域福祉を推進するための圏域の考え方

地域福祉を推進するためには、高齢者や障がい者、子育て支援といった分野ごとのさまざまな取組を住民に身近な地域エリア（＝圏域）で展開し進める必要があります。

さらに、それぞれの圏域で活動する町内会や民生委員、ボランティア団体、NPO法人などの各団体が協力・連携することで地域の課題を解決する力が高まります。

第2期おおむら支え合いプランでは、下図を主な圏域と捉え、それぞれの圏域で展開する公的サービス、各団体との有機的な連携により、地域福祉の取組を進めています。



第4章 地域福祉を推進するための取組

基本目標Ⅰ ふれあいを大切にする地域づくり

目標指標	現状 (R1)	中間年度 (R7)	最終年度 (R12)
地域との交流やつながりがあると感じる人の割合	46.3%	49.9%	53.2%

基本施策1 地域福祉の意識を広げる環境づくり

住民一人ひとりが「支え合い」の意識を持ち、地域福祉に取り組む環境を作るために、広報紙等を活用した啓発活動や、子どもの頃からの福祉教育の推進、分野を超えてふれあう機会づくりなどの取組を進めます。

①啓発・広報活動の推進

主な取組内容	◆広報おおむらを活用した福祉の広報活動 ◆新規 おおむら支え合いプランの周知	◆○○週間の周知 ◆社協だよりを活用した啓発活動
--------	---	-----------------------------

②福祉教育の推進

主な取組内容	◆障がい者団体と小学生の交流学習 ◆学校等における福祉教育	◆子育て支援センター活動事業
--------	----------------------------------	----------------

③分野を越えてふれあう機会の取組

主な取組内容	◆複合的な福祉関連イベントの実施	◆農福連携マルシェの実施
--------	------------------	--------------

基本施策2 声を掛け・見守る地域づくりの推進

地域の中で困っている人が孤立しないように見守りに関する取組を行い、見守り体制を強化します。また、住民同士で日常的に声かけや見守りを行うことも重要であり、地域の中でそうした意識が芽生えるような啓発活動を進めます。

①子ども・高齢者・障がい者への見守りと支援

主な取組内容	◆赤ちゃん訪問事業 ◆認知症サポーター養成講座	◆認知症高齢者見守り事業 ◆ごみのふれあい収集事業
--------	----------------------------	------------------------------

基本施策3

地域福祉の担い手の確保・育成

将来的に人口減少が予測される中で、これまでどおり地域で安心して暮らすには地域活動組織の存在は必要不可欠です。地域住民誰もが活動の担い手となるような取組を進めていきます。

①新たな担い手の掘り起こし

主な 取組内容	◆広報媒体を活用した情報発信	◆ボランティア団体の活動紹介
------------	----------------	----------------

②地域活動を担う人材の育成

主な 取組内容	◆市民向けセミナーの開催	◆ボランティア育成講座の開催
	◆社会福祉大会の開催	

基本施策4

地域活動の充実

地域には、町内会、子ども会、老人クラブなどの年代や目的に応じた組織が存在していますが、住民の価値観の変化などにより、多くの組織で加入率が低下し、団体数も減少が続いている。

地域で活動する団体に対する支援や活動拠点づくりなどにより団体の活動の充実を図り、地域の課題に対して解決につながるような体制づくりを進めていきます。

①各団体等への活動に対する支援

主な 取組内容	◆地域活動組織の加入促進	◆住民主導型地域活性化事業
	◆ボランティア（活動、団体設立・運営等）に関するアドバイス、周知・啓発	

②身近な地域での地域福祉の推進

主な 取組内容	◆市民活動推進協議会の開催	◆小地域ネットワーク台帳の活用
	◆ 拡充 地区活動計画の策定と推進	

③地域福祉を推進する拠点づくり

主な 取組内容	◆総合福祉センター利用促進
------------	---------------



基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる地域づくり

目標指標	現状 (R1)	中間年度 (R7)	最終年度 (R12)
介護予防のための通いの場の数	21 か所	100 か所	100 か所以上

基本施策5 地域の防災体制づくりの推進

自然災害に備えるため、防災体制づくりは重要になっています。地域住民同士で助け合う「自助」「共助・互助」が必要不可欠です。自主防災組織の結成や活動に対する支援、避難行動要支援者への支援などを行います。

①地域の防災体制の整備

主な取組内容	◆自主防災組織の結成と訓練の支援	◆災害情報の発信
--------	------------------	----------

②地域の避難支援体制づくりの推進

主な取組内容	◆ 拡充 避難行動要支援者への支援	◆ 拡充 福祉介護避難所の確保
	◆災害後の生活再建に向けた共助の取組の推進	

基本施策6 地域の防犯・安全体制づくりの推進

防犯・安全対策として、これまで防犯灯の新設や防犯パトロールの実施などに取り組んできました。今後も各地域で取り組むことができる防犯・安全対策を進めます。

①地域の防犯体制の整備

主な取組内容	◆ワンワンパトロール	◆子ども110番の家の設置
	◆防犯灯の設置	◆地域安全運動

②地域の交通安全の推進

主な取組内容	◆カーブミラー等の設置	◆交通安全指導事業
--------	-------------	-----------

基本施策7**地域における健康づくりの推進**

高齢化の進行により、要介護者が増加を続けています。生涯にわたり充実した生活を送るために、住民一人ひとりが健康であり続けることが必要であるため、健康づくりや食育の推進を継続し健康寿命の増進を図ります。

①地域における健康づくりの推進

主な 取組内容	◆健康教室の開催	◆健康づくり推進員活動
------------	----------	-------------

②地域における食育の推進

主な 取組内容	◆食生活改善推進員活動
------------	-------------

基本施策8**いきいきとした地域づくりの推進**

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もがいつまでも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを生涯にわたって続けるため、高齢者の生きがいづくりや障がい者の社会参加の機会創出、子どもや子育て世代に対する支援などを行い、いきいきと暮らせる地域づくりを推進します。

①地域包括ケアシステムの推進

主な 取組内容	◆包括的・継続的ケアマネジメント事業	◆在宅医療・介護連携推進事業
------------	--------------------	----------------

②高齢者の生きがいづくり

主な 取組内容	◆ 拡充 介護予防のための通いの場の整備	◆熟年大学校事業
	◆人生ノートの書き方講座	◆ 拡充 老人クラブ活動促進

③障がい者の社会参加

主な 取組内容	◆同行援護、移動支援事業	◆意思疎通支援事業
	◆障がい者雇用促進	◆オレンジクローバー販売会の開催

④子どもをすこやかに育てる地域づくり

主な 取組内容	◆放課後子ども教室の開催	◆子ども大会等の開催
	◆子育てつどいの開催	◆シルバーパワー子育て支援活用事業

基本目標Ⅲ 丸ごと受け止め解決につなげる体制づくり

目標指標	現状 (R1)	中間年度 (R7)	最終年度 (R12)
生活困窮者自立相談支援を受け就労した方の数	34人	46人	56人

基本施策9 相談支援体制の充実

住民が抱える課題などは一人ひとり様々で、相談したくても相談する場所が分からなかったり、課題を抱えた人に周囲の人が気付かないケースも出てきています。こうした方の課題がさらに深刻化する様子がないように、相談体制の充実を図ります。

①地域における身近な相談体制の整備

主な 取組内容	◆相談窓口の充実	◆市民向けガイドブック等を活用した相談窓口の周知
	◆民生委員・児童委員への活動支援と周知	◆社会福祉協議会の事業の周知

基本施策10 福祉サービスの適正な利用の確保

福祉サービスは、様々な事業者が多種多様なサービスを行っており、利用者自身がどの福祉サービスを利用するか選択する必要があります。第三者評価制度の活用を推進し、住民が事業の内容を把握してサービスを利用できるように取組を進めます。

①サービス評価体制の整備

主な 取組内容	◆第三者評価制度の促進	◆福祉サービスの情報の提供
------------	-------------	---------------

②サービスの利用援助

主な 取組内容	◆日常生活自立支援事業
------------	-------------

基本施策1 1

生活困窮者自立支援対策の推進

生活困窮者に対する支援として、相談窓口を設置し、自立への支援を行っています。今後も窓口の周知と支援の充実を図ります。

①情報提供・相談窓口の充実

主な取組内容

- ◆生活困窮者自立支援対策制度の周知 ◆支援ネットワークの構築

②生活困窮者への支援の充実

主な取組内容

- | | | |
|--|----------|--------------|
| ◆ 新規 | 家計相談支援事業 | ◆ 子どもの学習支援事業 |
| ◆ 新規 | 就労準備支援事業 | |

基本施策1 2

権利擁護の推進（成年後見制度利用促進計画）

判断能力が不十分な高齢者等の権利が擁護されるよう、成年後見制度の普及啓発や制度の利用促進に向けた取組を推進します。

また、高齢者、障がい者、子どもの虐待への対応、消費者被害の防止、日常生活自立支援の推進、要保護児童への支援、その他困難な事例への対応など、権利擁護に向けた取組を行います。

①成年後見制度の利用促進

主な取組内容

- ◆成年後見制度利用促進事業 ◆成年後見制度利用支援事業

②権利擁護の推進

主な取組内容

- | | |
|------------------------|-------------|
| ◆高齢者等の総合相談支援事業及び権利擁護事業 | |
| ◆障がい者虐待防止対策支援事業 | ◆児童虐待防止推進啓発 |





大村市
マスコットキャラクター
おむらんちゃん

【大村市地域福祉計画】

大村市役所 福祉保健部 福祉総務課

〒856-8686 長崎県大村市玖島1丁目25番地

TEL(0957)53-4111 FAX(0957)52-6930

Mail fukushi@city.omura.nagasaki.jp

HP <https://www.city.omura.nagasaki.jp/>

おおむら支え合いプラン

検索

Click !



【大村市地域福祉活動計画】

社会福祉法人 大村市社会福祉協議会

〒856-0832 長崎県大村市本町458番地2

大村市中心市街地複合ビル(プラットおおむら)3階

TEL(0957)53-1351 FAX(0957)54-1365

Mail honbu@omura-shakyo.net

HP <http://www.omura-shakyo.net/>

